

[事案 24-166] 契約無効・既払込保険料返還請求

・平成 25 年 4 月 26 日 裁定不調

<事案の概要>

契約時の説明義務違反を理由として、既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和 62 年加入の本契約の設計書は、主契約払込満了後の特約保険料の一括前払いについて記載はあるものの、その記載が小さく、前納金額が明示されていないことから、説明義務違反である（主張 1）。また、設計書の不十分な記載は、「顧客の誤認・思い込みを狙った」欺もう行為であるので、詐欺により、または、設計書の記載が不十分であることから、特約保険料の支払いについて誤信した錯誤にもとづき、契約の申込みをしたものである（主張 2）。よって、契約を無効とし、既払込保険料の返還を求める。

<保険会社の主張>

下記の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約時、「設計書」に、主契約の保険料払込満了後の特約保険料を保険料払込満了時に一括して払込んで（前納）いただく必要があることについて説明しているのに加え「ご契約のしおり」の該当箇所にも説明はなされており、説明義務違反であるとの指摘は当たらない。
- (2) 上記設計書等による説明を前提にすれば、本契約が錯誤によって締結されたものとは認められない。また、当社には欺もう行為はなく、詐欺取消の要件も満たさない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき下記のとおり審理を行った。審理の結果、下記のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 34 条 1 項にもとづき、和解案の受諾勧告を行った。しかし、申立人から和解案を受諾しないとの回答があったため、同規定第 38 条 2 項にもとづき、裁定不調として裁定手続を終了した。

1. 主張 1 について

主契約の保険料払込満了後の特約保険料の支払方法について、設計書では、契約者の注意を引く方法で記載されており、文字が小さいことのみをもって説明義務違反とまで認めることはできない。仮に説明義務違反があった場合には、保険会社に不法行為責任が生じることがあるが、不法行為責任は、行為の時から 20 年を経過すると損害賠償請求をすることはできず、20 年以上経過した本件では、損害賠償請求を求めることは困難である。

2. 主張 2 について

設計書の記載のみをもって、「顧客の誤認・思い込みを狙った」欺もう行為と認めることはできず、詐欺による取消しを認めることはできない。一般人の保険契約における関心事は、保障内容（保険金額や保険期間）とそれを受けるための保険料にあるといえるが、主契約の保険料払込満了後の特約保険料の支払方法や具体的な保険料額までが、本契約への加入を左右する事情とまでは認められないので、申立人の錯誤を「要素の錯誤」と認定することはできず、錯誤無効の主張は認められない。

3. 以上のとおり、申立人の主張は認められないが、本契約の特約の保障を継続させるための

保険料払込猶予期間が徒過しているが、申立人が同払込期日以前に本裁定手続の申立てを行っていること、申立人の既往症の状況などに鑑み、特約の継続を可能にする内容で和解するのが相当と判断した。